（債務に関する計算書）

**第十七条**　第十五条第一項の債務に関する計算書は、第八条の規定による債務を負担する行為により負担した債務（以下この条において「負担した債務」という。）につき、事項ごとに、前事業年度末における負担した債務の残額、当該事業年度に負担した債務の金額、当該事業年度においてそれらについて支出した金額及び当該事業年度末における負担した債務の残額並びにその行為に基づいて支出をすべき年限を記載しなければならない。

（縦覧期間）

**第十八条**　法第九十三条第三項の主務省令で定める期間は、五年間とする。

（電磁的記録）

**第十九条**　法第九十三条第四項の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

**第二十条**　法第九十三条第五項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）

**第二十一条**　法第九十三条第五項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（短期借入金の認可の申請）

**第二十二条**　機構は、法第九十五条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項

（余裕金の運用方法）

**第二十三条**　法第九十七条第三号に規定する主務省令で定める方法は、金銭の信託（元本の損失を補塡する契約があるものに限る。）とする。

（会計規程）

**第二十四条**　機構は、その財務及び会計に関し、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について法務大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく法務大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○財務省令第七十九号**

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百五十八号）の施行に伴い、並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十六条の規定に基づき、消費税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令）

**第一条**　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第四条中「二十九年施行日」を「三十一年施行日」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を次のように改める。

三　附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定　平成三十一年十月一日

附則第七条の見出し中「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条第一項第一号中「又は第四十一条第一項の規定」を「の規定」に改め、同号イ中「又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、同号ロ中「又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に、「この項」を「八及び次号ハ」に改め、同号ニ中「又は第四十一条第三項」を削り、同項第二号中「又は第四十一条第二項の規定」を「の規定」に改め、同号イ中「又は第四十一条第二項」を削り、同号ロ中「又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同号ハ中「又は第四十一条第三項」を削り、同項第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、同号ニ中「又は第四十一条第三項」を削り、同項第三号中「又は第四十二条第一項の規定の」を「の規定の」に改め、同号イ中「又は第四十二条第一項」を削り、同号ロ中「又は第四十二条第一項」を削り、「改正法附則第三十九条第一項に」を「同項に」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

附則第八条の見出し中「又は第四十三条」を削り、同条第一項第二号中「課税期間」の下に「（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次号及び附則第十条において同じ。）」を加え、同項第三号中「基準期間における課税売上高（」及び「をいう。次項第三号において同じ。）」を削り、同条第二項を削る。